

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）の公布による。

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（出産育児一時金） 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000 円</u>を支給する。この場合において、当該出産が次の各号に掲げる要件に該当する病院、診療所、助産所その他のものによる医学的管理の下における出産と認めるときは、<u>12,000 円</u>を加算する。 (1)及び(2) ……略…… 2 ……略…… （結核・精神医療給付金） 第7条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によって課する所得割を除く同法の市区町村民税が課されない者及び市区町村長により当該市区町村民税を免除された者である場合に支給する。 (1) <u>18 歳</u>以上の被保険者 当該被保険者 (2) <u>18 歳未</u>満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主	（出産育児一時金） 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>404,000 円</u>を支給する。この場合において、当該出産が次の各号に掲げる要件に該当する病院、診療所、助産所その他のものによる医学的管理の下における出産と認めるときは、<u>16,000 円</u>を加算する。 (1)及び(2) ……略…… 2 ……略…… （結核・精神医療給付金） 第7条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によって課する所得割を除く同法の市区町村民税が課されない者及び市区町村長により当該市区町村民税を免除された者である場合に支給する。 (1) <u>20 歳</u>以上の被保険者 当該被保険者 (2) <u>20 歳未</u>満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主

2～7 ……略……

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条及び第23条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア及びイ ……略……

ウ 法第81条の2第5項に規定する財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に掲げる財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ及びカ ……略……

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ ……略……

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るもの

2～7 ……略……

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア及びイ ……略……

ウ 法第81条の2第4項に規定する財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に掲げる財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ及びカ ……略……

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ ……略……

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

に限る。)を除く。)の額

(3) ……略……

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条及び第23条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) ……略……

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア ……略……

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) ……略……

(低所得者の保険料の減額)

第23条 ……略……

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者

(3) ……略……

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) ……略……

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア ……略……

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) ……略……

(保険料の減額)

第23条 ……略……

均等割額は、第 22 条第 2 号の定めによる基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、100 分の 50 を乗じて得た額とする（第 3 項に規定する場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 22 条第 2 号」とあるのは「第 22 条第 4 号」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 22 条第 2 号の定めによる基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に前条各号の定めによる場合に应じてそれぞれ同条各号アに定める額を控除して得た額に、それぞれ、100 分の 50 を乗じて得た額とする。

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「同条各号ア」とあるのは「同条各号イ」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 7 条、第 12 条、第 16 条及び第 23 条の改正規定並びに同条の次に 1 条を加える改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第 5 条の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 23 条の 2 の規定は、令和 4 年度分の保険料から適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。